

特定自動車部品ヤード内保管等休止等届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

坂東市長

特定自動車部品のヤード内保管等事業を休止、廃止、又は休止した特定自動車部品のヤード内保管等事業を再開した時は、その日から30日以内に市長へ届け出なければならない

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇  
住所 〇〇県〇〇市〇〇番地  
氏名 (株)坂東ヤード 代表取締役 坂東 太郎 印

様式第1号(第4条関係)の届出に係る日付及び受付番号を記載

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号の届出に係る特定自動車部品のヤード内保管等について、**休止・廃止・再開**したので、坂東市特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

ヤードの所在地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県坂東市〇〇〇〇〇〇番地 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
休止若しくは廃止 又は再開の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
休止若しくは廃止 又は再開の理由	

注

- 1 休止若しくは廃止又は再開をするヤードが複数ある場合には、「ヤードの所在地」欄を繰り返し設け、ヤードごとに記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。